

生駒市規則第 8 号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

生駒市長 山下 真

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 41 年 11 月生駒市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 中

「

1 1 3		5 8
1 1 4		5 8
1 1 5		5 8
1 1 6		5 8
1 1 7		5 9
1 1 8		5 9
1 1 9		5 9
1 2 0		5 9
1 2 1		6 0
1 2 2		6 0
1 2 3		6 0
1 2 4		6 0
1 2 5		6 1

」

「

1 1 3		5 7
1 1 4		5 8
1 1 5		5 8
1 1 6		5 8
1 1 7		5 8
1 1 8		5 9
1 1 9		5 9
1 2 0		5 9
1 2 1		5 9
1 2 2		5 9
1 2 3		5 9
1 2 4		6 0
1 2 5		6 0

」

を

に改める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。